

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

日常点検のポイント

教室

<黒板>
・明るさは十分にあるか
（文字・図形等がよく見えるか）
・まぶしさはないか
・光るような箇所はないか

<騒音>
・授業を妨害する音はないか

<机上>
・明るさは十分にあるか
（文字・図形等がよく見えるか）
・まぶしさはないか

<換気>
・教室に入ったとき、不快な刺激や臭いはないか
・換気が適切に行われているか

<清潔>
・室内は清潔で整頓されているか
・施設及び備品は清潔で破損はないか

<温度>
・温度は適正か
（10℃以上、30℃以下であることが望ましい）

<衛生害虫等>
・ハエ、蚊、ゴキブリ等がないか

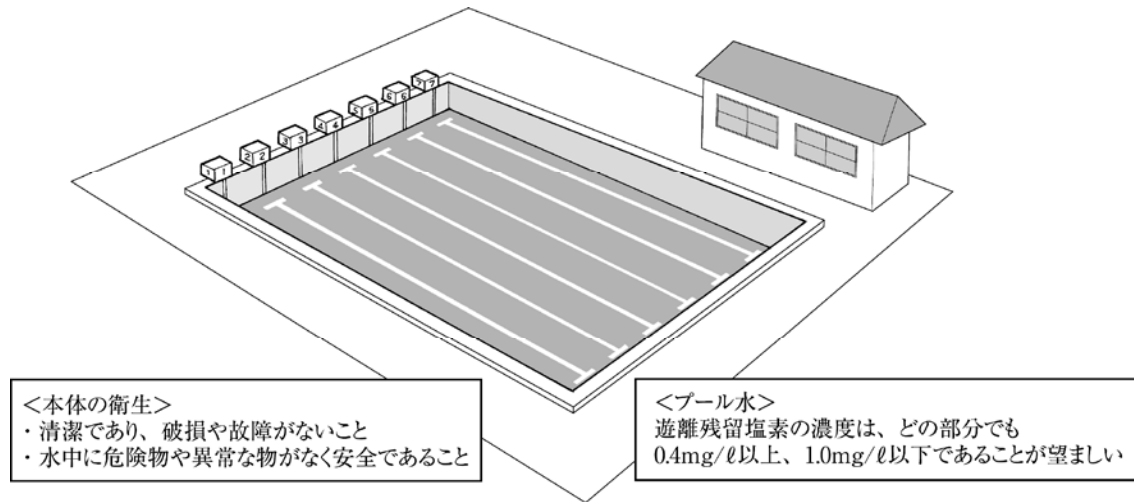
飲料水・排水

<飲料水>
・遊離残留塩素が0.1mg / ℓ以上あるか
・外観、臭気、味に異常がないこと

<排水>
・排水溝、その周辺の清掃が十分に行われ衛生的であること
・排水が滞ることなく、常に流れ、悪臭の発生がないこと

<水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場>
・清掃が行われ清潔であること
・故障がなく排水の状況がよいこと

水泳プール



1 教室等の環境

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(1) 換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。
(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
(3) 明るさとまぶしさ	(ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。
(4) 騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。

(1) 換気

定期的な窓開け換気や換気装置の運転を心がけることが重要である。

教室内の二酸化炭素濃度は、主として在室者の呼気や暖房器具の使用によって増加する。したがって、教室内の二酸化炭素濃度は、換気の良否等に深い関係があり、二酸化炭素濃度が1,500ppm以上になれば換気は不良と考えられている。教室の換気の良否については、不快な刺激や臭気によっても判断できる。

石油等を利用する暖房器具の場合には、室内排気型は窒素酸化物が問題となるので換気に注意する。

(2) 温度

「第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」の「温度」の項でも述べたように、教室の

温度は、人間の生理的な負担を考えると、夏は 30℃以下、冬は 10℃以上であることが望ましいとされている。

(3) 明るさとまぶしさ

学級担任及び教科担任は、授業を受ける児童生徒等が、机上面が暗いと感じたり、直射日光等によりまぶしいと感じていないかどうかを、授業の始めや授業中に点検する必要がある。

黒板については、黒板面は文字や図形等がよく見える程度に明るく保たれているか、また、直射日光等によりまぶしい箇所がないかどうかを点検する。

(4) 騒音

教室において教師の声より大きな音があると、教師の声が聞き取りにくかったり、また、聞こえなくなる。「第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」の「騒音レベル」の項でも述べたように、教師の声の大きさは人によって異なるが、平均的には 65 デシベル程度であり、WHOによれば聞きとりやすくするためには周辺の騒音レベルとの差が 15 デシベルは必要であるとされている。

また、好ましくない音が外部から入ってくると、児童生徒等の注意力が散漫となり、学習能率の低下を来すことになる。

聴力障害がある児童生徒等が在籍する場合は、聴力障害の症状は様々であることから、特に配慮が必要である。例えば、補聴器を利用して教師の音を大きくしても、教師の声以外の音がそれ以上に増幅して聞こえてしまうことがあるので、日ごろから注意深く観察することにより、騒音対策を検討することが重要である。

B 検査方法等の解説

点検は、官能法によるもののほか、「第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

(1) 換気

- 教師は、授業の始めはもちろん授業の途中にも、換気が適切に行われているかどうかを点検する。
- 休み時間のみならず授業中にも、窓の開放や換気扇等により換気を行い、同時に廊下側の上部の窓（欄間）は開けておくこと。したがって、廊下側の窓が掲示物でふさがれていないか等についても点検する。
- 冷暖房装置を使用する場合は、必ず換気装置を運転する。換気装置がない場合は、定期的に窓開け換気を行うことが重要である。
- カーテンを閉めている場合には、換気を忘れがちになり、また、窓が開いていてもカーテンによって換気が十分に行うことができないので留意する。
- 暖房をしている場合は、換気の回数を多くする。特に、開放型の暖房器具（排気ガスが部屋に出るもの）を使用する場合には有害ガス（一酸化炭素、二酸化窒素等）に注意する。こ

のとき、温度の過度の上昇や、垂直温度差（温度勾配）についても留意する。

- 図画工作（美術）や理科等の授業で、刺激臭のもの、接着剤やシンナー等の揮発性の有機溶剤等を使用する場合は、換気を十分に行うように留意する。

(2) 温度

- アルコール温度計又は水銀温度計を用いて点検を行うことができる。ただし、これらの温度計を用いる際には、アスマン通風乾湿計との相関性をとっておくことが必要である。
- アルコール温度計及び水銀温度計は、感度の応答が遅いので、周囲の環境に十分に馴染ませる必要がある。

(3) 明るさとまぶしさ

- 教師は、いつもより暗くはないか、他の教室に比べて暗くないかを点検する。
- 蛍光灯の両端が黒ずんでいないか点検する。
- 直射日光等の強い光源が影響していないか点検する。

(4) 騒音

- 教師は、教室内に騒音があるかどうかを点検する。
- 教室に騒音がある場合には、どのような騒音が入ってくるのか、また、その回数はどのくらいなのかを点検する。

C 事後措置

(1) 換気

- 外部から教室に入った場合に、不快な刺激や臭気等を感じたら、直ちに窓を開けて十分に換気をする。このとき、対角線の窓も開け、換気がスムーズに行われるようにする。
- コンピュータ教室等の常時使用しない教室では、特に換気を十分行う。

(2) 温度

室温が10℃以下のときは、寒いため、児童生徒等の学習意欲にも影響する。この場合は、暖房器具により、室温が冬期に最も望ましい温度とされている18～20℃程度となるように努める。

(3) 明るさとまぶしさ

- 天候等の影響によらず、教室がいつもより暗く感じる場合は、照明器具（蛍光灯等の光源及び反射板）の清掃を行う。暗くなった光源や消えた光源は、直ちに取り替える。
- 天井が汚れていたりカーテンが日に焼けていたりしていると暗くなるので、適宜天井の塗り替えや清掃、カーテンの洗濯等を行う。それでも、照度が不足している場合には、電灯の増設を検討する。
- 邪魔な光源がある場合は、光源を遮断する。例えば、直射日光であれば、カーテンを使用する。

(4) 騒音

騒音がある場合には、発生源を調べて窓を閉める等により、騒音の低減化の工夫をする。教師の声が聞き取りにくい場合は、教師に申し出るよう、児童生徒等に指示をする。

2 飲料水等の水質及び施設・設備

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(5) 飲料水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg/ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が 0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
(6) 雑用水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg/ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が 0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。
(7) 飲料水等の施設・設備	(ア) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。

(5) 飲料水の水質

受水槽と高置水槽を総称して貯水槽という。

貯水槽を通して給水している場合、受水槽に流入する時点で遊離残留塩素濃度が確保されていても、貯水槽に貯留している間、遊離残留塩素はしだいに減少する。貯水槽の容量が過大で滞留時間が長すぎる場合や、連休等で長時間使用されなかった場合には、遊離残留塩素の減少により、細菌の繁殖を抑制できなくなるおそれがある。

(6) 雑用水の水質

雨水等の水質について環境衛生上の問題が生じないように、遊離残留塩素、外観、臭気の検査を行う。

(7) 飲料水等の施設・設備

水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺の排水の状況が良好か、清掃がよく行われ清潔であるか、施設・設備に故障がないことを毎授業日に点検する必要がある。

B 検査方法等の解説

点検は、官能法によるもののほか、「第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準」に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

(5) 飲料水の水質

- 検査は、給水システムの末端の給水栓で行い、複数の高置水槽がある場合は、その系統ごとに行う。なお、直結給水についても、検査を行う。
- 給水栓で遊離残留塩素が検出されない場合は、5～10 分間程度水を流して、給水管の中のたまり水を捨ててから再び測定する。
- 夏期、冬期休業等で長期間使用しなかった場合には、特に多めに放水した後、遊離残留塩素の測定及び色、濁り、臭い、味を点検する。
- 冷水器等、飲料水を貯留する給水器具についても、その供給する水について、同様の点検を行う。

ア 遊離残留塩素

以下に日常点検で汎用されているジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD 法）の手順を例示する。

- (ア) 末端給水栓で2～3 分間飲料水を流す。
- (イ) 残留塩素測定器の試験管に試薬（DPD 試薬）を入れる。
- (ウ) その残留塩素測定器の試験管に標線まで飲料水を入れて振る。
- (エ) 直ちに飲料水の発色を比色板の標準色と比較する。
- (オ) 最も近い標準色の数値を読み取る。

イ 外観（色と濁り）

以下に日常点検で汎用されている外観の点検方法の手順を例示する。

- (ア) 飲料水を試験管に取る。
- (イ) 試験管を白紙又は黒紙の上に置く。
- (ウ) 上方や側方から透かして見て無色透明かどうか調べる。

ウ 臭気、味

以下に日常点検で汎用されている臭気、味の点検方法の手順を例示する。

- (ア) 飲料水を試験管に取る。
- (イ) 臭いは臭覚によって調べる。
- (ウ) 味は舌で確かめる（必ず吐き出し、清浄な水で口をすすぐこと）。

(6) 雑用水の水質

- 遊離残留塩素は、飲料水の日常点検と同様に行う。
- 外観については、雑用水を給水栓からガラス容器に取り、目視により色、濁り、泡立ち等

の程度を調べる。

- 臭気については、給水栓からガラス容器にとり、臭覚によって調べる。

(7) 飲料水等の施設・設備

- 排水口や排水溝等が詰まっていないか、排水の状況は良好かを点検する。
- 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、水が散乱して汚れやすく、滑りやすいので清掃がよく行われ、清潔で安全な状態になっているかを点検する。
- 給水管の亀裂やパッキング等の消耗による水漏れ等、その施設・設備に故障がないかを点検する。

C 事後措置

(5) 飲料水の水質

- 検査の結果、遊離残留塩素濃度が基準を満たさない場合は、高置水槽、受水槽から直接採水する等、給水経路をさかのぼって遊離残留塩素濃度を追跡し、何らかの汚染が生じていないか点検する。特に、長期休業中や休日明けは、飲料水の使用量が少なくなることから、貯水槽の回転数が減少し、遊離残留塩素濃度が低下する恐れがあるので注意を要する。

(6) 雑用水の水質

- 検査の結果、基準を満たさない場合は、塩素消毒装置や雨水の貯水槽等の設備の状況を点検する。

(7) 飲料水等の施設・設備

- 排水の状態が悪いときは、排水口や排水溝等の清掃をする。
- 汚れていたり、滑りやすくなっていたりするときは、清掃を徹底して行い、滑らないための適切な措置をとる。
- 施設・設備に故障があるときは、修理をする等適切な措置をとる。

3 学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(8) 学校の清潔	(ア) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
(9) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。

(8) 学校の清潔

- 校舎の床や壁は、使用頻度の高い場所や児童生徒等の手が触れやすい場所が特に汚れる。壁や天井、カーテンの汚れや破損は、感覚的に不快なものであるが、照明環境にも影響するので照度等と関連付けることが大切である。カーペットは、汚れやすく清掃しづらいため、アレルギー疾患の原因ともなるダニ等が生息しやすいので注意をする必要がある。
- 便所は、だれもが1日に何度か利用している場所であり、不潔になりやすいので、十分に清掃を行う等、常に清潔にしておかなければならない。
- 飼育動物の施設・設備については、不潔にしておくと、ダニや病原菌の温床になるので、常に施設・設備は清掃し、清潔にしておかなければならない。

<参考>

【アスベスト（石綿）規制】

アスベスト（石綿）の規制については、繊維状の粉じんを吸い込むことで健康障害が生じることが判明し、昭和50年にアスベスト（含有量5%を超えるもの）の吹き付け作業が原則禁止された。その後、順次規制が強化され、平成18年に一部の例外を除きアスベスト（含有量0.1%を超えるもの）の使用等が全面禁止されている。

また、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）においては、事業者（学校の設置者を含む）は、吹き付けアスベスト等の粉じんの飛散により、ばく露するおそれがある場合は、除去、封じ込め、囲い込み等（以下「除去等」という。）の措置を講じることが規定されている。

【学校における現状及び取組】

学校施設の吹き付けアスベスト等については、除去等の対策を進めているものの、現時点では損傷・劣化等によるアスベスト粉じんの飛散・ばく露のおそれがないとして、対策が未実施

のものが多く残っていることから、今後、経年とともに劣化が進んでいくことが考えられる。

このため、学校の設置者等は、吹き付けアスベスト等の使用実態及び損傷・劣化等の状態を定期的に把握し、除去等の対策を講じる必要がある。

なお、吹き付けアスベスト等の飛散・ばく露の状態の確認方法については、次のとおり通知されている。

- ・アスベスト対策に関する留意事項

「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）」（平成17年11月29日付け17文科施第273号別紙2）

- ・飛散のおそれほどのように判断すればよいか。

「学校施設等における吹き付けアスベスト使用実態調査の中間報告の結果及び当面の対応について（通知）」（平成17年9月29日付け17文科施第213号別紙2の（2））

※アスベスト関係通知は、文部科学省ホームページに掲載

<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

(9) ネズミ、衛生害虫等

- 日常点検により、早期発見し、速やかな対応措置を取れるようにすることが重要である。

B 検査方法等の解説

点検は、官能法によるもののほか、「第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準」に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

(8) 学校の清潔

- 床、壁、天井、窓、ガラス、カーテン、カーペット、机、いす、黒板等施設・備品等が清潔で破損がないかを点検する。
- 運動場、砂場等については、紙くず、ごみ、ガラス片、空き缶、釘及びイヌ・ネコ等の排泄物等がないか、雑草や落葉の処理がよくなされているかを点検する。
- 便所は、不潔になりやすい場所であるために、日常点検では、特に清潔に留意して、清掃がよく行われているかどうか、施設・設備の破損や故障の有無について点検する。
- 排水はすべて円滑に流れており、また、悪臭が発生していないかどうか点検する。
- 飼育動物の施設・設備はよく整頓され、清潔を保っているか、破損がないかを点検する。
- ごみは速やかに処理しないと不潔になりやすいので、できるだけ早く処理することが大切である。特に、ちゅうがい厨芥はその日のうちに処理する。また、ごみ置き場周辺は、清潔が保たれており、ハエやネズミ、ゴキブリ等の侵入を防ぐようになっているかどうかを点検する。

(9) ネズミ、衛生害虫等

- ネズミ、ゴキブリ、蚊、ハエ等がないか点検する。

C 事後措置

(8) 学校の清潔

- 施設・設備に汚れがある場合は、整理や清掃の徹底を図り、破損がある場合には速やかに補修する。清掃が不十分な場合には、清掃方法の改善や清掃の徹底を図る。
- 飼育動物の施設・設備の清掃に当たっては、動物が原因で感染症やアレルギー等が発症することもあり、健康に害を及ぼすことがあるので、専用の身支度をし、清掃用具も飼育動物の施設専用にする必要がある。また、動物の健康管理を十分に行うとともに、児童生徒等に対しては、次のようなことを指導する必要がある。
 - ・ 動物に触ったあとは手をよく洗う。
 - ・ 口移しでえさを与えない。
 - ・ 自分が体調が悪いときは、動物との接触は避ける。
 - ・ 動物にかまれたりひっかかれたりしたときは、すぐに手当てを受ける。
 - ・ アレルギー疾患のある児童生徒等は、症状がより悪化する場合があるので飼育施設の清掃はしないようにする。

(9) ネズミ、衛生害虫等

- ネズミ、衛生害虫等の発生が認められたときには、駆除しなければならない。対象となるネズミや衛生害虫等の生活史、習性をよく調べ、それらが生息しにくい環境づくりを進めることが重要である。
- やむを得ない場合は、薬剤による駆除を行うが、学校での使用となるため、児童生徒等に危険が生じないよう、また、周辺環境へも十分に配慮し、使用する薬剤の効果、残存時間、使用時の注意を熟知して行うことが重要である。

4 水泳プールの管理

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(10) プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/ℓ以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/ℓ以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
(11) 附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

(10) プール水等

学校の水泳プールは、児童生徒等が、日常的に衛生的かつ安全に使用できるように管理する必要がある。

プール水の日常点検の検査項目は、遊離残留塩素、pH値及び透明度である。

プール使用前にプール水の水質が基準に適合していても、一時に多くの児童生徒等が利用することから、プール使用日は毎時間点検を実施することが必要である。

また、安定した塩素の効果を得るためには、pH値が基準値程度に保たれていることが重要である。プールの消毒剤のうち、特に塩素化イソシアヌル酸系の薬剤（トリクロロイソシアヌル酸、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム又はジクロロイソシアヌル酸カリウム）は、長期間使用すると、酸性（pH値の低下）になりやすい。これらの薬剤を使用する場合は、pH調整剤をあらかじめ準備し、必要に応じて適宜使用することが重要である。この場合、学校薬剤師の助言を求めることが大切である。

〈参考〉

【腰洗い槽について】

学校の水泳プールは、一度に多数の児童生徒等が入り、シャワーで身体を十分に洗浄することが時間的に困難なことも多いため、授業の開始直後に遊離残留塩素濃度が急激に低下することがある。

特に、浄化設備がない入替え式の水泳プールにおいては、水質が悪化し、遊離残留塩素濃度の維持が困難な場合が多いため、腰洗い槽を設置し、使用することが求められる。

また、循環ろ過装置及び塩素の自動注入装置が設置されている水泳プールにおいても、比較的短時間で有効な洗体方法である腰洗い槽の使用は、衛生管理上有効な方法である。

学校においては、関係者の指導助言を得るなどし、腰洗い槽の使用について十分に検討することが重要である。

なお、腰洗い槽の遊離残留塩素濃度は50～100mg/lとすることが望ましいとされているが、高濃度の塩素に過敏な体質の児童生徒等に対しては、腰洗い槽を使用させないで、シャワー等の使用によって十分に身体を洗浄するように指導する必要がある。

〈参考〉

【プール水等の排水】

公共用水域へ直接学校プール水を排水する場合、通常の残留塩素濃度では、人に対して毒性はないが、魚介類に対しては毒性を示し、悪影響を与えたり、死滅させたりしてしまうことがある。そこで、プール本体及び腰洗い槽からの排水は、必ず次の方法によって脱塩素し、DPD法等で残留塩素濃度の減少を確認してから排水を行う必要がある。

- (1) 中和剤（チオ硫酸ナトリウム＝通称ハイポ）で中和する。
- (2) 排水槽に一時的に貯め、一昼夜以上放置して残留塩素の自然消滅をさせる。

（なお、プール本体、プールサイドの清掃に塩素剤を多量に使用するので、プール清掃後の排水は、(1)と同様に処理してから放流する。）

(11) 附属施設・設備等

足洗い、シャワー、腰洗い、洗眼・洗面、うがい等の施設・設備及び専用便所等は、入泳人員に対し十分な能力を有し、故障等がなく、衛生的であること、また専用の薬品保管庫の出入り口は入泳者等がみだりに立入りできないような構造であることを確認する。

プールの安全標準指針を参考に、入泳前には、必ず排水口及び循環水の取り入れ口の堅固な格子鉄蓋や金網が正常な位置にネジ・ボルト等で固定（蓋の重量のみによる固定は不可）されている等、安全であることを確認する。また、柵の状態についても確認する。

また、安全確認の結果及び消毒剤の使用方法を記録するよう努める。

B 検査方法等の解説

点検は、官能法によるもののほか、「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

(10) プール水等

遊離残留塩素は、プール使用直前に測定するとともに、プール使用中1時間に1回以上測定する。その測定点は、プール内の対角線上のほぼ等間隔の位置で、水面下約20cm付近の3か所について行う。

なお、遊離残留塩素、pH値及び透明度の測定結果については、プールの日常点検表（例示）を参考に、入泳人数、使用時間、気温、水温、消毒剤等の使用状況等とともに記録するよう努める。

腰洗い槽の遊離残留塩素濃度は、希釈なしで測定できる高濃度残留塩素測定法（比色板法、試験紙法等がある）を用いて測定することが望ましい。なお、飲料水の遊離残留塩素濃度測定器は、検体を希釈しないと測定できないため、希釈操作が煩雑で誤差も生じやすいので留意すること。

(11) 附属施設・設備等

足洗い、シャワー、腰洗い、洗眼・洗面及びうがい等の施設・設備及び専用便所、特に浄化や消毒のための設備は、清潔であり破損や故障がなく、それぞれの目的に即して機能しているかどうかを点検する。

水 泳 プ ー ル 日 常 点 検 表 (例)

年 月 日 (曜 日)	年 月 日 ()
天 候	

1 消毒剤使用状況 (使用薬剤の名称 ;)							
投入時刻	:	:	:	:	:	:	:
投入量 (g)							
担当者名							

2 入泳前の点検							
項 目	1 校 時	2 校 時	3 校 時	4 校 時	5 校 時	6 校 時	部 活 動
学年・組							
人数							
気 温 (°C)							
水 温 (°C)							
透明度	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
pH値							
遊離残留塩素 (mg/l)							
測定者							
備 考							

3 附属施設・設備等の管理・使用状況 (1 校時使用前の点検) (点検者名 ;)		
項 目	使用状況	破 損 ・ 故 障 の 有 無
シャワー	適 ・ 不適	適 ・ 不適
腰洗い槽	適 ・ 不適	適 ・ 不適
洗眼設備	適 ・ 不適	適 ・ 不適
うがい設備	適 ・ 不適	適 ・ 不適
浄化設備	適 ・ 不適	適 ・ 不適
消毒設備	適 ・ 不適	適 ・ 不適
備 考		

4 安全確認 (1 校時使用前の点検) (点検者名 ;)	
項 目	
排水溝の鉄格子蓋、金属のねじ、ボルトの固定状態	適 ・ 不適
取水口の鉄格子蓋、金属のねじ、ボルトの固定状態	適 ・ 不適
プール周辺の柵の状態	適 ・ 不適
備 考	

C 事後措置

(10) プール水等

- 遊離残留塩素の濃度が足りないときは、入泳を止めて、消毒用塩素剤の注入量を増加し、濃度が 0.4mg/ℓ 以上になったことを確認した後に入泳させる。
- 水中で 3m 離れた位置からプール壁面が明確に見えない場合は、見えるようになるまで、十分にろ過装置を機能させるか、又は水を入れ替える。
- 水中に危険物や異常なものがある場合には速やかに取り除く。

(11) 附属施設・設備等

- プールの附属施設・設備が汚れているときは、清掃等により清潔にする。また、破損や故障、又は十分に機能していない場合等には、直ちに校長に連絡するとともに、学校薬剤師等に連絡して適切な措置を講じる。
- 排水口や循環水の取り入れ口の安全について点検した結果、異常のある場合は安全が確認されるまで入泳させない。

日常点検表（例） 平成〇〇年 〇月

検査項目		基準					1日	2日	3日	4日	5日	・・・	31日
教室等の環境	換気	教室に不快な刺激や臭気がないか											
		換気が適切に行われているか											
	温度	10℃以上 30℃以下であるか											
教室等の環境	明るさ・まぶしさ	黒板面・机上等の文字、図形等がよく見える明るさか											
		黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがいいか											
		黒板面に光る箇所がないか											
教室等の環境	騒音	教師の声等が聞き取りにくくないか											
	飲料水等の水質	給水栓水は遊離残留塩素が0.1mg/l（汚染のおそれあるときは0.2 mg/l）以上あるか											
		給水栓水は外観、臭気、味等に異常がないか											
冷水器等飲料水も上記と同様に管理されているか													
飲料水等の水質	給水栓水は遊離残留塩素が0.1mg/l（汚染のおそれあるときは0.2 mg/l）以上あるか												
	給水栓水は、外観、臭気に異常がないか												
	水飲み・洗口、手洗い場、足洗い場並びにその周辺は清潔で破損や故障がないか												
施設・設備	配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は清潔か												
	教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は清潔で破損はないか												
	運動場・砂場等は清潔でゴミや動物の排泄物等がないか												
学校の清潔	便所の施設・設備は、清潔で破損や故障がないか												
	排水溝やその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭はないか												
	飼育動物の施設・設備は清潔で破損がないか												
ネズミ・衛生害虫等	ゴミ集積場及びゴミ容器等並びにその周辺は清潔か												
	校舎・校地内にネズミ、衛生害虫等の生息がないか												